

# 利用規約

当「和みプラザ」のご利用にあたっては、すべてのお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、以下の規約を定めております。

当施設をご利用いただいた時点で、本規約の内容に同意されたものといたしますので、必ずご一読ください。

## 第1条(目的)

この規則は、一般社団法人働く女性のサポートセンター Woman's heart 定款第5条に基づき、会員に関する事項を定める。

## 第2条(種別)

この法人に次の会員を置く。

1. 正会員:この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
2. 特別会員:この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
3. 賛助会員:この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
4. 一般会員:この法人の目的に賛同し、または関心を持ち入会した個人又は団体
5. 利用会員:この法人が提供するサービスを利用することができる個人及び団体

## 第3条(入会)

1. この法人に入会しようとする者は、この法人が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

入会は、代表理事の承認を受けなければならないとし、これを本人に通知するものとする。

## 第4条(入会金及び会費)

入会金及び年会費(+税):

- ・正会員:入会金 10,000円、年会費 10,000円
- ・特別会員:—
- ・賛助会員:1口 5,000円
- ・一般会員:入会金 1,000円、年会費 2,000円
- ・利用会員:入会金 1,000円、年会費 1,000円

## 第5条(会員へのサービス)

会員は次のサービスを受けることができる。

1. この法人の主催するセミナー・講演会等の参加費、施設利用料の割引
2. その他、この法人が会員に対して行う各種サービス
3. 希望者については、カウンセリング初回半額
4. この法人の主催するセミナー・講演会の案内

## 第6条(会員の義務)

1. 会員は、この法人の活動に対して協力するものとする。
2. 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出なければならない。

## 第7条(会員資格の喪失)

会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
4. 2年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総正会員が同意したとき。

## 第8条(退会)

会員は、この法人が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。退会届の提出に代え、法人の意思表示を当法人所定の電子メールアドレス宛への発信等で行うこともできる。

また、会員資格は、当法人が定める退会手続きを完了する事により正式に終了するものとする。

会員資格の終了時点において、当該会員に未払の会費等がある場合は、当法人所定の退会手続きを行わなければならない。

## 第9条(除名)

会員が次の各号に該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、除名することができる。

1. この法人の定款又は規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他正当な事由があるとき。

前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

## 第10条(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員が第7条第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。